

まえがき

自民・公明両党は、令和6年12月20日に令和7年度税制改正大綱を決定し公表しました。令和7年度の税制改正は少数与党の大綱として、本書籍が出版される令和7年2月ではまだ確定していないことが見込まれています。

これは与党だけでは、予算案を可決できないため、手取りを増やすための税制改正の中味について、野党の国民民主党と異例の協議を重ねているという政治情勢が理由となっています。「手取りを増やす」を公約に総選挙で躍進した国民民主党が所得税、住民税の基礎控除の大幅な引上げを強く求めているためです。国民民主党の主張する「103万円の壁」については、各報道で内容は広く周知されているところです。

昨年1月21日の日経電子版において藤岡昂氏が『『インナー』に感じる疑問 税制改正と透明性とは』『なぜ必ずしも議論の透明性が確保されていない税制改正に国民は従うのだろうか。国民はどのような議論を経て決まったかの全ては分からない。それでも多くは税法に従い適正に納税する』という投稿をされていましたが、今回の税制改正でもやはり同じような動きになりそうでした。

「103万円の壁」議論の中で、自民党税制調査会というところがどのようなところか、クローズアップされ、SNS等でも大きな反響となりました。どのような過程を経て我が国の税制が決定されていくのか、自民党税調の「インナー」と称される国会議員の役割が注目されることとなりました。この点はいへん大きな意義があることでした。密室の決定過程でインナー国会議員とそこに登場する財務省の役割が大きく報じられています。それでも、自民・公明両党は両党で令和7年度の税制改正大綱を公表したところです。そこでは基礎控除、給与所得控除あわせて「年収の壁123万円」に引き上げることが明記されています。

そして12月27日には政府の「税制改正の大綱」が公表されました。いわゆる「103万円の壁」に関連して国民民主党が主張している178万

田との隔たりについては、今後も自民、公明、国民民主の3党で協議が続けられ、議論は本来の姿である国会での質疑へと舞台は移ることになります。

自民党・公明党の与党大綱には冒頭に『「税は国家なり」。税体系のあり方は国家運営の根幹を形成する。……丁寧な対話を通じて国民の納得と共感が得られるよう努める』とあります。ぜひぜひこのように進めていただきたく希望いたします。

税制の基本原則のひとつは、国民が理解しやすい「簡素さ」のはずです。しかし、近年の改正では特定の業界に恩恵や負担が偏らないようさまざまな利害関係に配慮した結果、期限付きや段階的適用といった追加措置が相次ぎ、税制は複雑化の一途をたどっています。場当たりの対応に追われ、税体系全体をどうしたらよいかという根本的な議論が置き去りになっている感があります。これは毎年同じことを述べています。今回税制改正の決定過程が白日の下に晒されたわけです。毎年12月のギリギリになってからの議論ではなく、根本的な議論も平行して行っていたきたいと考えます。

本書は、与党税制改正大綱を基に税制改正のポイントを早期に明らかにするために、平成10年に初版を発刊し、それ以来毎年改定を積み重ねています。従来より財務省から自民党税調に提出された資料及び各省庁からの税制改正解説図表、各業界団体からの税制改正要望等を参考に、実務に役立つように編集をしています。

本年も平川グループ、松木飯塚税理士法人、税理士法人おおか3団体が結集して、最新情報を収集・分析してまとめております。相互に検討・分析した内容を株式会社日本法令の編集により、読者の方々に提供させていただきます。とりわけ日本法令竹渕様のご協力には感謝申し上げます。本書を有効にご活用いただき、新税制への理解を深め、経済・経営環境のさらなる対応の一助になれば、一同幸甚に存じます。

令和7年2月

成田 一正 & 執筆者一同

第1編 令和7年度税制改正のあらまし

第1章 令和7年度税制改正の基本的考え方……………8

- ① 成長型経済への移行／9
- ② 地方創生や活力ある地域経済の実現／9
- ③ 社会経済の構造変化を踏まえた税制の見直し／10

第2章 各主要課題の令和7年度税制改正での取組み…11

- ① 成長型経済への移行／11
- ② 地方創生や活力ある地域経済の実現／12
- ③ 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し／13
- ④ 自動車関係諸税の総合的な見直し／15
- ⑤ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置／16
- ⑥ 円滑・適正な納税のための環境整備／16

■令和7年度税制改正のポイント一覧……………18

第2編 令和7年度税制改正の具体的内容

第1章 個人所得課税……………30

- 1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応……………30
- 2 子育て支援に関する政策税制……………55
- 3 給与収入が高い年金受給者の合計控除額の調整……………63
- 4 エンジェル税制の拡充……………69
- 5 NISA 制度の利便性向上……………75
- 6 公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置の見直し……………81

7 企業型確定拠出年金・個人型確定拠出年金の拠出限度額の 引上げ	87
8 退職所得控除の調整規定等の見直し	91
9 法人課税信託に係る所得税の課税の適正化	95
10 所得税の確定申告書の添付書類の見直し	99

第2章 資産課税 102

1 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の 延長	102
2 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の見直し	108
3 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度の見直し	114
4 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度の見直し	118
5 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し	122
6 相続税物納許可限度額の計算方法の見直し	127

第3章 法人課税 130

1 中小法人等の軽減税率の特例の延長及び見直し	130
2 中小企業投資促進税制の延長及び拡充	139
3 中小企業経営強化税制の延長及び拡充	144
4 地域未来投資促進税制の延長及び拡充	153
5 企業版ふるさと納税の延長及び見直し	163
6 非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の 金額の算定方法の明確化	169
7 特定の医療法人の法人税率の特例における承認要件の見直し	177
8 非営利型法人の要件の見直し	181
9 公益法人等の収益事業の見直し	186
10 スピンオフの実施の円滑化のための分配資産割合の計算に 係る所要の措置	191
11 リース会計基準の変更に伴う所要の措置	197

第4章 消費課税	205
1 外国人旅行者向け免税制度の見直し	205
2 国境を越えた電子商取引に係る消費税の適正化の検討	211
第5章 国際課税	215
1 軽課税所得ルールに対応するための措置	215
2 国内ミニマム課税に対応するための措置	222
3 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等に係る見直し	228
4 外国子会社合算税制の見直し	231
第6章 防衛力強化に係る財源確保のための 税制措置	237
1 防衛特別法人税（仮称）の創設	237
2 所得税・たばこ税に対する税制措置	241
第7章 納税環境整備	244
1 電子帳簿等保存制度の見直し	244
2 地方税の納税通知書等の eLTAX による送付	250
3 添付書面等記載事項等のスキャナ読取り等の要件の見直し等 による e-Tax の利便性の向上	257
4 法人税に関して閲覧等できる関係書類の範囲の拡大	262
5 刑事手続のデジタル化との一体性に配慮した国税犯則調査手続 の見直し	266

第3編 検討事項

- ① 年金課税／272
- ② デリバティブ取引に係る金融所得課税の一体化／273
- ③ 暗号資産取引に係る課税／274
- ④ 小規模企業等に係る税制／275
- ⑤ 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化／275
- ⑥ 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置等／276
- ⑦ 電気供給業及びガス供給業に係る外形標準課税のあり方／277
- ⑧ 新築住宅に係る固定資産税の税額の軽減措置／277

第 1 編

令和 7 年度 税制改正の あらまし

第1章

令和7年度税制改正の 基本的考え方

今回の税制改正は、少数与党下での税制改正となっており、令和6年12月20日に自民党・公明党から税制改正大綱が公表されたものの、事前に国民民主党との幹事長間の合意がされた「いわゆる103万円の壁の178万円への引上げ」「ガソリンの暫定税率の廃止」について、引き続き協議を行う旨が明記されています。

また、最重点事項は「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を発展させていくための税制改正としており、具体的には、所得税の基礎控除及び給与所得控除の引上げによる税負担の調整及び就業調整への対応、スタートアップへの再投資による繰戻還付制度の創設、NISAの利便性向上などが挙げられます。

法人税では、中小企業経営強化税制を拡充し、売上高100億円超を目指す中小企業の設備投資の支援として、対象設備に建物を加えます。

わが国経済は、ようやく長きにわたるデフレからの脱却が見えてきた。その間、税制の世界においても、経済成長の底上げ、少子高齢化、働き方の多様化等に対応した様々な改正を行ってきた。足元の経済状況を見れば、産業ごと、地域ごとにまだら模様となっているものの、全体としては、令和6年の春季労使交渉では、賃上げ率が33年ぶりの高水準となったほか、企業収益は過去最高、設備投資額も過去最大規模を記録しており、わが国経済には着実に明るい兆しが現れている。

今後、物価に負けない賃上げを定着させることで、賃上げに支えら

れた消費の増加が企業収益を押し上げ、さらには家計への還元につながるという「賃金と物価の好循環」を安定的に実現していくためには、生産性の向上が不可欠である。特に、雇用の7割の受け皿になっている中小企業では、収益力が弱い企業は賃上げも困難な状況にあり、適切な価格転嫁に加えデジタル化等の投資を促進していく必要がある。そして、国民一人一人が実際の賃金・所得の増加という形で豊かさを実感できるよう、前向きな動きを全国津々浦々に浸透させていかなければならない。このように、更なる経済成長を実現するためには、供給側の強化とともに、企業収益及び個人所得を向上させ、需要（消費）を拡大していくことが重要である。

（以下、囲み内は与党税制改正大綱）

① 成長型経済への移行

物価上昇局面における税負担の調整の観点から、所得税の基礎控除等の見直しを行うとともに、就業調整対策の観点から、大学生年代の子等に係る新たな控除を創設します。また、エンジェル税制の見直しによりスタートアップへの投資促進を図るほか、NISAの利便性向上等を行い「資産運用立国」の実現に向けた環境整備を図ります。今後の法人税については、これまで現預金を大きく積み上げてきた大企業を中心に企業が国内設備投資や賃上げに積極的に取り組むよう、メリハリある法人税体系を構築していきます。

② 地方創生や活力ある地域経済の実現

石破内閣では、新たな地方創生施策（「地方創生2.0」）の展開を政策の柱としており、税制面での取組みとして、中小企業税制について、売上高100億円超を目指す成長意欲の高い中小企業の設備投資に対して、さらなる税制上の措置を講じ、地域経済の好循環を生み出していきます。

また、住民生活に密着した行政サービスを支える地方公共団体の税収を確保するとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組みます。

③ 社会経済の構造変化を踏まえた税制の見直し

少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、経済活動のグローバル化・デジタル化といった経済社会の様々な構造変化に対応し、適正・公平な課税の実現を図る観点から、税制の見直しを行います。

老後に向けた資産形成を促進する観点から iDeCo（個人型確定拠出年金）の拠出限度額の引上げ等を行います。また、経済のグローバル化・デジタル化の進展に対応し、企業間の公平な競争条件を確保するため、国際合意に沿ってグローバル・ミニマム課税の法制化を進めます。加えて、消費税の外国人旅行者向け免税制度について、不正を排除しつつインバウンド消費を拡大する観点からリファンド方式へ見直すとともに、国境を越えた物品販売に係る電子商取引の消費課税のあり方について検討を進めます。

税制改正に当たっては、現下の経済情勢への機動的な対応が重要である。他方、税制は社会のあり方に密接に関連するものであり、今後とも、格差の固定化につながらないよう機会の平等や世代間・世代内の公平の実現、簡素な制度の構築といった考え方の下、不断の見直しを行わなければならない。あわせて、「経済あつての財政」との考え方の下、経済を立て直し、そして財政健全化に向けて取り組む中で、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を築き、危機に対して強靱な経済・財政の実現を目指す必要がある。

なお、衆議院における令和6年度補正予算の採決に当たり、令和6年12月11日に自由民主党、公明党及び国民民主党の幹事長間で、以下の合意がなされた。

「一、いわゆる「103万円の壁」は、国民民主党の主張する178万円を目指して、来年から引き上げる。

一、いわゆる「ガソリンの暫定税率」は、廃止する。

上記の各項目の具体的な実施方法等については、引き続き関係者間で誠実に協議を進める。」

自由民主党・公明党としては、引き続き、真摯に協議を行っていく。

第2章

各主要課題の令和7年度 税制改正での取り組み

① 成長型経済への移行

(1) 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

物価動向を踏まえ、所得税の基礎控除の額を現行の最高48万円から最高58万円に10万円引き上げます（扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件についても同様に引上げ）。

給与所得控除については、物価上昇への対応及び就業調整への対応のため、最低保障額を現行の55万円から65万円に10万円引き上げます。

また、就業調整への対応のため、19歳から22歳までの大学生年代の子等の合計所得金額が85万円（給与収入150万円に相当）までは、親等が特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除を受けられ、85万円を超えた場合でも控除の額が段階的に逓減する仕組みを導入します。

以上について令和7年から適用し、個人住民税については、令和8年度分から適用します。

(2) スタートアップへの投資促進や「資産運用立国」の実現に向けた環境整備

令和5年度税制改正で大幅に拡充したエンジェル税制について、譲渡益発生年の翌年にスタートアップ投資を行った場合に、譲渡益発生年に遡って投資額に相当する金額を譲渡益から控除する繰戻還付制度を創設し、再投資期間を延長します。他方、再投資非課税措置については、株式を取得した年の翌年末までに当該株式を売却した場合には課税を行うこととします。

ストックオプション税制について、信託等を利用することで本税制の

要件を満たさずに同じ税優遇効果を生むスキームに対して、適正化の措置を講じ、今後同様のスキームが創出された場合にも迅速に対応します。

(3) 今後の法人税のあり方

我が国では、2010年代に設備投資や雇用・賃上げの促進、立地競争力の強化を図るため、法人税率を23.2%まで引き下げましたが、意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ません。

大企業を中心に企業が国内投資や賃上げに機動的に取り組むよう、法人税率を引き上げつつターゲットを絞った政策対応を実施するなど、メリハリのある法人税体系を構築していきます。

(4) その他考慮すべき課題

租税特別措置等は、毎年度、期限が到来するものを中心に、廃止を含めたゼロベースで見直します。また、存置するものも、適切な適用期間を設定します。

② 地方創生や活力ある地域経済の実現

(1) 地域経済を支える中小企業の取組みを後押しする税制等

売上高100億円超を目指す、成長意欲の高い中小企業が思い切った設備投資を行うことができるよう、中小企業経営強化税制を拡充し、対象設備に建物を加えます。また、食品等事業者がワンストップで同税制を活用できる仕組みを構築します。同税制は、適用要件等の見直しを行った上で、中小企業投資促進税制とともに適用期限を2年延長します。

中小企業の800万円までの所得に適用される軽減税率の特例は、賃上げや物価高への対応に直面している中小企業の状況を踏まえ、適用期限を2年延長しますが、極めて所得が高い中小企業等については一定の見直しを行うとともに、次の適用期限の到来時に改めて検討します。

地域未来投資促進税制については、「高成長投資枠」に対する新たな種類の追加等を行った上で、適用期限を3年延長します。

法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について見直しを行います。なお、本措置は、極めて異例の時限措置であることを踏まえ、適用期限は今後とも延長しません。

生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る固定資産税の

課税標準の特例措置について、賃上げを後押しするよう見直しを行った上、その適用期限を2年に限り延長します。

(2) 企業版ふるさと納税

地方への資金の流れの創出・拡大や地方への人材還流を促す地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の適用期限を延長します。不適切事案も発生していることを踏まえ、執行上のチェック機能の強化や活用状況の透明化等の見直しを行い、その効果検証を行うため、延長期間は3年とします。

(3) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組みます。

特に、住所地課税の例外となっている道府県民税利子割については、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和8年度税制改正において結論を得ます。

③ 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(1) 個人所得課税のあり方

① 私的年金等に関する公平な税制のあり方

継続的に、かつ、平等に資産形成をできる環境の整備を進めるため、iDeCoの拠出限度額について、「穴埋め型」による引上げを行います。

さらに、賃金上昇の状況を勘案し、確定拠出年金の拠出限度額について7,000円の引上げを行います。また、個人事業主のiDeCo等の拠出限度額についても、同額の引上げを行います。

② 公的年金等に関する公平な税制のあり方

公的年金について、在職老齢年金制度の見直しが行われた場合には、給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限を280万円とすることとし、令和8年度税制改正において法制化を行います。

③ 人的控除をはじめとする各種控除の見直し

個人所得課税については、歳出面を含めた政策全体での対応も踏まえつつ、人的控除をはじめとする各種控除のあり方について検討を行います。

また、高校生年代の扶養控除及びひとり親控除については、令和8年

分の所得税及び令和9年度分の個人住民税は現行制度を維持し、その見直しについては、令和8年度以降の税制改正において、各種控除のあり方の一環として検討し結論を得ます。

④ 記帳水準の向上等

所得税の青色申告制度の見直しを含めた個人事業主の記帳水準の向上等に向けた検討を行います。

(2) 子育て世帯への支援

① 子育て支援に関する政策税制

令和6年度税制改正大綱において高校生年代の扶養控除の見直しと併せて行うものとした以下の(イ)から(イ)の子育て支援税制については、1年間の時限的な措置として対応します。

(イ) 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

令和6年限りの措置とした上乗せ措置について、引き続き令和7年限りの措置とします。

(ロ) 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

令和6年限りの措置とした特例措置について、引き続き令和7年限りの措置とします。

(ハ) 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

令和8年分所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置を講じます。

なお、生命保険料控除の合計適用限度額については、現行の12万円から変更しません。

一時払生命保険については、2万円の上乗せ措置を講じている間は適用対象から除外しないこととします。

② 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

現在、「こども未来戦略」の集中取組期間（令和8年度まで）の最中にあることを勘案し、適用期限を2年延長します。

(3) 経済のグローバル化・デジタル化への対応

① 新たな国際課税ルールへの対応

令和3年10月にOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」で取りまとめら

れた、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策に関する国際合意（「2本の柱」の解決策）への取組みとして、グローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）については、令和7年度税制改正においても国際合意に則り、軽課税所得ルール（UTPR：Undertaxed Profits Rule）及び国内ミニマム課税（QDMTT：Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）の法制化を行います。適用開始時期は、いずれも令和8年4月以後に開始する対象会計年度とします。

外国子会社合算税制については、「第2の柱」の導入により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、令和7年度税制改正においても引き続き見直しを行います。

② 外国人旅行者向け免税制度の見直し

消費税の外国人旅行者向け免税制度については、出国時に持出しが確認された後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金するリファンド方式に見直します。

その上で、一般物品と消耗品の区分や消耗品の購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、免税店が販売する際に「通常生活の用に供するもの」であるか否かの判断を不要とする等の措置を講じます。

③ 国境を越えた電子商取引に係る消費税の適正化

事業者間の公平性や通関実務への影響等を考慮の上、国境を越えた電子商取引に係る適正な消費課税のあり方について検討を行います。

④ 自動車関係諸税の総合的な見直し

自動車関係諸税については、以下の考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、令和8年度税制改正において結論を得ます。

① 自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提とする。

② 多様な動力源（パワートレイン）が併存していくことを踏まえた税制とする。

また、質の高い電気自動車等の普及に資する税制とする。

③ 脱炭素化に向けた取組みに積極的に貢献するものとする。

④ 自動車関係諸税の用途の明確化を図る。

⑤ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置について、令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性により検討した結果、以下の措置等を講じます。

① 法人税

法人税額に対し、税率4%の新たな付加税として、防衛特別法人税（仮称）を課し、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。なお、課税標準となる法人税額から500万円を控除します。

② 所得税

所得税については、いわゆる「103万円の壁」の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討します。

③ たばこ税

加熱式たばこについて、価格要素を廃止し、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本として課税する仕組みとします。見直しは2段階で、令和8年4月及び同年10月に実施します。

その上で、国のたばこ税率を、3段階で、令和9年4月、令和10年4月及び令和11年4月にそれぞれ0.5円/1本ずつ引き上げます。

⑥ 円滑・適正な納税のための環境整備

(1) 税務手続のデジタル化による利便性の向上

税務手続のデジタル化を推進するため、電子取引データに関連する重加算税の加重を適用しない措置等を講じます。

地方税においても、納税通知書等について、eLTAXを経由して電子的に副本を送付する仕組みを導入します。

(2) 課税・徴収手続等の整備・適正化

税務調査の際に、国税当局が求める資料等が提示・提出されず正確な事実関係を確認することができない事例が把握されていることを踏まえ、納税者に協力を促すための措置について検討します。

物納許可限度額等の計算方法について、納税者の支払能力を的確に勘案した物納制度となるよう見直しを行います。

税目	対象	項目	改正前
所得税	個人	基礎控除額	～48 万円
		給与所得控除	55 万円～
		特定親族特別控除（仮称）	新設
		配偶者控除の同一生計配偶者所得額要件	48 万円以下
		扶養控除の扶養親族所得額要件	
		ひとり親控除の生計を一にする子の所得額要件	
		勤労学生控除の所得額要件	75 万円以下
		家内労働者等の事業所得の特例必要経費算入額	55 万円～
		子育て世帯の生命保険料控除の適用限度額	4 万円
		子育て世帯の住宅ローン控除借入限度額の上乗せ期限	令和 6 年中居住
		子育て対応改修に対する住宅リフォーム控除期限	令和 6 年中居住
		年金受給高額給与所得者の控除額上限	新設
		エンジェル税制の投資相当額控除	譲渡益発生年に限る
		NISA における ETF 要件	①定額買付のみ、②最低取引単位 1,000 円
		公益法人が寄附財産を事業供用しなくなった時の手続	公益法人が行う手続はなし

改正のポイント一覧

改正後	施行日	増減税	関連頁
～58万円	令和7年分から	↓	35
65万円～		↓	37
子の所得が①58万円超85万円以下：63万円、②85万円超：63万円から段階的に逡減		↓	39
58万円以下		↓	41
85万円以下		↓	41
65万円～		↓	41
6万円	令和8年分から	↓	58
令和7年中居住	—	—	60
令和7年中居住	—	—	60
給与所得控除＋公的年金控除合計280万円上限の検討	—	↑	63
譲渡益発生年翌年の投資も、発生年に遡って控除し繰戻還付可	令和8年1月1日から	↓	69
①設定金額内での最大口数買付可、②定額買付は最低取引単位1万円	—	↑↓	75
公益法人から国税庁長官に届け出可	—	—	81

◆著者略歴

編著者

成田 一正（なりた かずまさ）

東京都生まれ。明治大学経営学部卒業。東京税理士会・理事、東京税理士会日本橋支部・研修部長などを歴任。現在、日本税務会計学会・相談役。税理士法人おおたか・特別顧問として、企業や個人に対するタックス・プランニングの指導などコンサルティング業務に従事。

著書等：『事業承継・自社株対策の実践と手法』（日本法令・共著）、『企業組織再編税制の解説』（日本法令・共著）、『認定医療法人制度と医業承継対策』（法令出版・共著）、『危ない民事信託の見分け方』（日本法令・共著）、『民事信託ワークブック』（法令出版・共著）、『民事信託を活用するための基本と応用』（大蔵財務協会・共著）、『賃貸アパートマンションの民事信託実務』（日本法令・共著）ほか

■事務所：税理士法人おおたか

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1丁目1番地2号 ゼニットビル
ホームページ <http://www.ootaka.or.jp/>

執筆者

中島 孝一（なかじま こういち）

東京都生まれ。現在、中島税理士事務所・所長、日本税務会計学会・相談役、東京税理士会・会員相談室運営委員、日本税務研究センター・税務相談室相談員。

著書等：『最新 賃上げ促進税制のすべて 2024-2027 年度版』（日本法令・共著）、『改訂 相続税実務の“鉄則”に従ってはいけないケースと留意点』（清文社・共著）、『税制改正と税理士の心得』（税務経理協会）、『税賠償事故から学ぶ科目別税理士実務の落とし穴』（ぎょうせい）、『「事業承継税制の特例」完全ガイド』（税務研究会・共著）、『改訂版 資産をめぐる複数税目の実務』（新日本法規・共著）、『租税基本判例 80』（日本税務研究センター・共著）ほか

■事務所：中島税理士事務所

〒120-0034 東京都足立区千住1丁目30番3号 503

飯塚 美幸（いづか みゆき）

静岡県生まれ。静岡大学人文学部卒業。平成7年エクスプレス・タックス(株)・飯塚美幸税理士事務所設立、平成22年松木飯塚税理士事務所設立。平成25年松木飯塚税理士法人設立。資産税関係のコンサルティングを中心業務とする。税理士・中小企業診断士。事業承継協議会・会員、不動産コンサルティング登録技能士試験委員。

(公社)日本証券アナリスト協会・PB教育委員会委員。

著書等：単著：『令和3年度税制改正対応 税理士のための相続税Q&A—贈与税の特例』(中央経済社)、『平成30年度税制改正対応版 目的別生前贈与のポイントと活用事例』(新日本法規)、『新版 小規模宅地特例—実務で迷いがちな複雑・難解事例の適用判断』(清文社)、『財産を殖やす相続対策プログラム』(日本法令)、共著：『令和6年度不動産コンサルティング基本テキスト』((公財)不動産流通推進センター)、『税制改正と資産税の実務Q&A』(清文社)、『最新相続税の物納実務取扱い事例Q&A』(日本法令)、『新版「資本の部」の実務』(新日本法規出版)、監修：『不動産税制の手引き』、『宅地建物取引士法定研修テキスト』各年度版((公財)不動産流通推進センター)ほか

■事務所：松木飯塚税理士法人

〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目3番10-1910号

ホームページ <http://www.mi-cpta.com/>

ブログ 資産税の税理士ノート <https://expresstax.exblog.jp>

市川 康明 (いちかわ やすあき)

東京都生まれ。東海大学工学部卒業。税理士法人おおたか・副代表・社員税理士。著書等：『事業承継税制ハンドブック』(東京商工会議所・共著)、『土地建物の譲渡所得Q&A』(税務経理協会・共著)、『贈与税の基本と特例Q&A』(税務経理協会・共著)、『事業承継を成功させる自社株承継の実務』(税務経理協会・共著)

■事務所：税理士法人おおたか

西野 道之助 (にしの みちのすけ)

東京都生まれ。中央大学経済学部卒業。日本税務会計学会・常任委員、東京税理士会・会員相談室電話相談委員。

著書等：『最新 賃上げ促進税制のすべて 2024-2027年度版』(日本法令・共著)、『改訂 相続税実務の“鉄則”に従ってはいけないケースと留意点』(清文社・共著)、『「事業承継税制の特例」完全ガイド』(税務研究会・共著)、『改訂版 資産をめぐる複数税目の実務』(新日本法規・共著)ほか

■事務所：税理士 西野会計事務所

〒100-0016 東京都台東区台東1-12-10 小守ビル3F

松木 慎一郎 (まつき しんいちろう)

兵庫県生まれ。中央大学文学部卒業。

税理士・宅地建物取引士。

■事務所：松木飯塚税理士法人

松木 眞美 (まつき まみ)

東京都生まれ。日本大学経済学部卒業。

税理士・宅地建物取引士・賃貸不動産経営管理士。

■事務所：松木飯塚税理士法人

佐々木 京子 (ささき きょうこ)

東京都生まれ。学習院大学経済学部卒業。税理士法人平川会計パートナーズ・税理士。

著書等：『改訂 相続税実務の“鉄則”に従ってはいけないケースと留意点』（清文社・共著）、『消費税 複数税率の申告実務-区分経理からインボイスまで-』（ぎょうせい）、『法人税 税務証拠フォーム作成マニュアル』（日本法令・共著）、『改訂版 資産をめぐる複数税目の実務』（新日本法規・共著）、『業種別税務・会計実務処理マニュアル』（新日本法規・共著）、『中小企業会計指針の入門 P&A』（税務経理協会・共著）、『地方税 Q&A』（大蔵財務協会・共著）

■事務所：税理士法人平川会計パートナーズ

〒101-0021 東京都千代田区外神田6丁目9番6号

ホームページ <http://www.hirakawa-tax.co.jp/>

高野 雅之 (たかの まさゆき)

新潟県生まれ。中央大学商学部卒業。税理士法人スバル合同会計長岡事務所・所長

著書等：『改訂 相続税実務の“鉄則”に従ってはいけないケースと留意点』（清文社・共著）、『訴訟事例から学ぶ 所得区分の判断基準』（日本法令・共著）、『業種別税務・会計実務処理マニュアル』（新日本法規・共著）、『目的別 相続対策選択ガイドブック』（新日本法規・共著）

■事務所：税理士法人スバル合同会計 長岡事務所

〒940-0094 新潟県長岡市中島1丁目11番20号

佐久間 美亜 (さくま みあ)

東京都生まれ。大妻女子大学社会情報学部卒業。現在、ゆずりは税理士事務所・所長。日本税務会計学会・会計部門特別委員、日本税務研究センター・相談事例小委員会委員。

著書等：『改訂 相続税実務の“鉄則”に従ってはいけないケースと留意点』（清文社・共著）、『2023年対応 Q&A 確定申告』（ビジネス教育出版社・共著）、『目的別相続対策選択ガイドブック』（新日本法規・共著）、『事業承継税制ナビ』（税務経理協会・共著）、『法人税 税務証拠フォーム作成マニュアル』（日本法令・共著）、『業種別税務・会計実務処理マニュアル』（新日本法規出版・共著）

■事務所：ゆずりは税理士事務所

〒135-0016 東京都江東区東陽一丁目12番2号

ホームページ <https://office-yuzuriha.com/>

塩野 貴史 (しおの たかし)

東京都生まれ。青山学院大学理工学部卒業。現在、塩野貴史税理士事務所・所長。

著書等：『訴訟事例から学ぶ 所得区分の判断基準』（日本法令・共著）

■事務所：塩野貴史税理士事務所

〒135-0004 東京都江東区森下1丁目8番6号 305号

深津 栄一（ふかつ えいいち）

東京都生まれ。東洋大学経営学部卒業。税理士法人おおたか・代表社員。

著書等：『事業承継を成功させる自社株承継の実務』（税務経理協会・共著）

■事務所：税理士法人おおたか

望月 麻衣子（もちづき まいこ）

神奈川県生まれ。税理士法人おおたか・社員税理士。

著書等：『土地建物の譲渡所得 Q&A』（税務経理協会・共著）、『贈与税の基本と特例 Q&A』（税務経理協会・共著）、『事業承継を成功させる自社株承継の実務』（税務経理協会・共著）

■事務所：税理士法人おおたか

阿部 雅樹（あべ まさき）

北海道生まれ。税理士法人おおたか・社員税理士。日本税務会計学会常任委員（会計部門）。

著書等：『事業承継を成功させる自社株承継の実務』（税務経理協会・共著）

■事務所：税理士法人おおたか

荒川 大輔（あらかわ だいすけ）

栃木県生まれ。駒澤大学経済学部卒業。税理士法人おおたか・税理士。

著書等：『事業承継を成功させる自社株承継の実務』（税務経理協会・共著）

■事務所：税理士法人おおたか

谷中 淳（やなか あつし）

茨城県生まれ。学習院大学経済学部卒業。税理士法人おおたか・税理士。

著書等：『本業から不動産賃貸業への転換の税務』（税務経理協会）、『事業承継を成功させる自社株承継の実務』（税務経理協会・共著）

■事務所：税理士法人おおたか

横山 直人（よこやま なおと）

福島県生まれ。帝京大学大学院博士前期課程修了。税理士法人おおたか・税理士。

著書等：『事業承継を成功させる自社株承継の実務』（税務経理協会・共著）

■事務所：税理士法人おおたか

櫻井 佳子（さくらい よしこ）

埼玉県生まれ。文京学院大学大学院経営学研究科修了。税理士法人おおたか・税理士。

■事務所：税理士法人おおたか

今野 宏樹（こんの ひろき）

埼玉県生まれ。立教大学経済学部卒業。税理士法人おおたか・税理士。

■事務所：税理士法人おおたか

執筆協力

鈴木 俊介（すずき しゅんすけ）

埼玉県生まれ。西野会計事務所所属。

高田 京輔（たかた きょうすけ）

埼玉県生まれ。西野会計事務所所属。